

会員死亡弔慰金給付について

(公財) 日本教育公務員弘済会鳥取支部

支部長 加藤 憲雄

会員本人が死亡されたとき、死亡弔慰金を遺族にお支払い致します。
給付金額は、1万円です。

請求書送付先 〒 680-0833
鳥取市末広温泉町608番地
(公財) 日本教育公務員弘済会鳥取支部

「個人情報の取扱いについて」

(公財)日本教育公務員弘済会鳥取支部(以下、当会といいます)は、適正に取得した個人情報を当会の運営に必要な限度においてのみ利用します。
当会の個人情報の取扱いについては、当会のホームページ(<http://www.kousaikai-tottori.jp>)をご覧ください。

きりとり線

請 求 書

平成 年 月 日

(公財) 日本教育公務員弘済会鳥取支部

支 部 長 様

住 所 〒

TEL

遺 族 氏 名

印

平成 年 月 日

(契約者名)

が死亡しましたので給付金を下記の口座に振り込んでください。

フリガナ 振 込 先	銀行		支店	店番
	口座 番号	(普通預金)	フリガナ	
		名義人		